厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

社会保障審議会 介護保険部会（第138回）	資料３
令和８年11月９日	

有料老人ホームに係る登録制の施行に向けた対応について（報告）

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

登録制の施行に向けた有識者検討会における議論

本年６月に「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立（６月25日公布）

○有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会

・座長：駒村 康平 慶應義塾大学経済学部教授

		（議事）
第８回	７月29日	○これまでの議論の経過及びご議論いただきたい論点
第９回	９月18日	○登録制の施行に向けた対応について
第10回	10月９日	○登録制の施行に向けた対応について（まとめ）

1　登録基準等について
　（１）登録基準
　（２）届出ホームが遵守すべき事項
2　登録事務について
　（１）自治体や事業者の事務手続き及び情報公表
　（２）介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ
3　登録制の対象となるホームの範囲について
4　入居者紹介事業に係る優良事業者認定制度について

11月９日　　本部会への報告

年内（予定）　　政省令の公布

1（1）登録基準

契約に関する基準

※厚生労働省令で定める基準

入居希望者による自由なサービス選択が確保されるよう、下記の事項については不当な条件に該当するものとして、そうした条件を付さないことを登録基準とする。

○ 有料老人ホームと併設・隣接、もしくは同一・関連法人や提携関係等のある介護サービス事業所や居宅介護支援事業所、医療機関や訪問看護事業所、薬局の利用等を契約条件＊とすることや、かかりつけ医や担当ケアマネジャーの変更等を強要すること

○ これらの介護サービス事業所等を利用する場合に家賃の軽減等の優遇措置を行うこと

○ 入居者の病院への入院や心身の状況の変化により合意なく居住部分を変更又はその契約を解約する等の、入居者保護の観点から不当と認められる条件を付すこと

＊ ただし、例えば、地方部等において利用可能な事業所が限られるといった事情により、当該事業所を利用することが事実上不可欠となるような場合については、そのこと自体が不当な条件と解されるものではない。

＜参考＞
契約・説明プロセスに関しては、登録基準として求める事項と併せ、今般の法改正において、
- 入居契約締結前の書面による重要事項説明の実施（入居対象者、ホームで提供する介護・家事・健康管理等の内容、他の介護サービス事業者と提携する場合にはその情報、職員配置等の事項）の義務付け
- 提供する介護等の内容などについての誇大広告の禁止
- 事業廃止・休止等の場合の届出及び入居者の転居・転所に係る必要な連絡調整の義務付け

といった措置を講じることとしている

※今後の検討等により政省令等における具体的な規定ぶりについては変更となる可能性がある。

1（1）登録基準

人員に関する基準

※厚生労働省令で定め、都道府県等が条例制定にあたって従うべき基準

高齢者の住まいである有料老人ホームにおいて、夜間・緊急時を含め入居者の尊厳や安全性等を確保するため、現行の標準指導指針を一つの基準としつつ、人員に関して以下の基準を定めることとする。

○ 管理者・生活相談員については、１名以上置くこと。ただし、支障がない場合、施設内及び他施設の職務に従事可能とする。
介護職員・看護職員については、提供する介護等の内容に応じ、利用者保護や入居者の健康管理の観点から、介護等の安定的な提供に支障がない職員体制を確保すること
（原則、夜間を除き、ホーム職員が常駐）

○ 夜間・緊急時については、職員の配置又はいわゆるオンコール*により、対応できる体制を確保すること
＊入居者からの連絡や入居者の心身の状況に関し通報する装置による状況把握に基づき、必要な場合には職員（連携先を含む*）が出勤できる体制
* ホームが責任をもって速やかに対応できる体制を取ることを求める
※一定の経過措置期間を設けることとする。

○ 栄養士については、食事の提供を行う場合には、その食事に関し、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことができる体制*を確保すること
＊ 栄養士又は管理栄養士の関与の下で献立の作成等が行われること

○ 機能訓練指導員については、機能訓練を行う場合はその内容に応じて確保すること

※今後の検討等により政省令等における具体的な規定ぶりについては変更となる可能性がある。

1（1）登録基準

設備に関する基準

※厚生労働省令で定め、都道府県等が条例制定にあたって参酌する基準

一定以上の介護等を必要とする高齢者が居住する住まいであること及びホームの実情を踏まえ、現行の標準指導指針を一つの基準としつつ、設備に関して以下の基準を定めることとする。

○　建築基準法に基づく、用途・規模等に応じた規制に適合していること（一定規模以上等の場合、耐火建築物又は準耐火建築物等）

○　消防法に基づく用途等に応じた規制に適合していること

○　各設備について、以下のとおりとすること

・居室については、原則個室とし、入居者１人当たりの床面積は 13㎡以上とすること

・廊下幅については入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能であること

・浴室、便所、食堂等について、入居者の利用に適したものとすること（緊急通報装置の設置等）　等

※　既存の建築物を活用したホーム等については、基準を満たすことができない場合には、代替の措置を講ずるとともにその旨を入居者へ説明すること等としたうえで、当面の間における特例を設ける。

※　サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものにあっては、高齢者の居住の安定確保に関する法律第７条第１項に定める登録基準によること。

※今後の検討等により政省令等における具体的な規定ぶりについては変更となる可能性がある。

1（1）登録基準・1（2）届出ホームが遵守すべき事項

有料老人ホームにおける
望ましいサービス提供のあり方
に関する検討会（第10回）
2026年10月９日
資料１
※一部改変

運営に関する基準

※厚生労働省令で定め、都道府県等が条例制定にあたって従うべき基準（一部は参酌する基準）

サービスの質の確保やケアマネジメントの独立性の担保・プロセスの透明化、事業運営の透明性の確保のため、運営に関して以下の基準を定めることとする。

【サービスの質の確保のための基準】

○ 入居者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること、職員に対し定期的に研修を実施すること
○ 虐待の防止・身体的拘束等の適正化、事故発生時の対応を講ずること
○ 災害・感染症等を想定した業務継続計画（BCP）の策定、個人情報の取扱い、衛生管理等について、適切な措置を講ずること
○ 協力医療機関を定めること
○ 看取りまで行うとしている有料老人ホームについては、看取り指針を整備すること
○ 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること

【いわゆる「囲い込み」対策のための基準】

○ 登録施設介護支援事業者からの求めに応じ、入居者の状態や介護サービスの利用状況等ケアプラン作成等のために必要な情報を適切に提供すること
○ 入居契約とケアマネジメント契約の独立性・ケアマネジャーの独立性を担保する措置（契約締結やケアプラン作成に係る手順書・ガイドラインの策定及び重要事項説明における入居希望者への明示、施設長・管理者への研修、相談担当者の設置等）を講じること
○ 近隣に設置されている介護サービス事業所について、入居者に情報提供すること
○ ホーム設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと、希望するサービスの利用・選択を妨げないこと
○ 有料老人ホーム事業の会計と、介護サービス等関連事業の会計を明確に区分すること
○ 入居者紹介事業者を利用する場合は、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定等を行わないこと
○ その他、利用料等の設定、事業収支計画の策定、契約・説明プロセス、ハラスメント防止の措置、適正な広告等について所要の措置を講じること

※新たに義務を課すこととなるものについては一定の経過措置期間を設けることとする。

遵守すべき事項

入居者の尊厳の保持や適切な処遇の確保は全ての有料老人ホームに求められるものであるため、届出ホームが遵守すべき事項に関し、今般定める登録基準と概ね同様に定めることとする。

※今後の検討等により政省令等における具体的な規定ぶりについては変更となる可能性がある。

2（1）自治体や事業者の事務手続き及び情報公表

登録の申請に係る手続き

○　登録の申請手続きについては、以下のとおりとする。

・登録の申請書には、施設の名称等 、入居対象者、ホームで提供する介護等の内容、他の介護サービス事業者と提携する場合にはその情報、入居者紹介事業者を使う場合の手数料設定の考え方等の記載を求めること

・添付する書類として、誓約書（登録拒否事由非該当の旨）、入居契約に係る約款、重要事項説明書（入居対象者、ホームで提供する介護等の内容、他の介護サービス事業者と提携する場合にはその情報、職員配置等の事項を記載）、入居契約とケアマネジメント契約の独立性・ケアマネジャーの独立性の担保に関する書類、決算書・財務諸表等を求めること

○　特定施設の指定を受けているまたはサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）としての登録を受けている有料老人ホームが登録を受けるに当たっては、既に一定の基準を満たすことについて行政の公証行為が行われていることを踏まえ、事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおり簡素な手続きとする。

・特定施設の場合は、特定施設の事業所番号と併せて、登録に必要な最低限の情報（施設の名称等）、特定施設の指定申請で求めていない内容に係るもの（入居者紹介事業者を使う場合の手数料設定の考え方、誓約書、入居契約に係る約款等）の提出で足りることとする

・サ高住の場合は、サ高住の登録番号と併せて、登録に必要な最低限の情報（施設の名称等）、サ高住の登録申請で求めていない内容に係るもの（入居対象者、入居者紹介事業者を使う場合の手数料設定の考え方、誓約書、入居契約に係る約款、重要事項説明書、入居契約とケアマネジメント契約の独立性・ケアマネジャーの独立性の担保に関する書類、決算書・財務諸表等）の提出で足りることとする

登録システム・情報公表

○　新たな登録システムの構築に当たっては、自治体や事業者の事務負担に配慮し、同登録システム上で登録申請（届出）・審査・情報公表が完結する仕組みとする。その際、毎年の定期報告に基づき都道府県が公表している有料老人ホーム情報についても、同じ仕組みを活用することとする。

○　登録有料老人ホームの情報公表システムに関して、現行の介護サービス情報公表システムを改修して、条件検索や視認性を高めるといった機能の充実を行うこととする。

2（2）介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

○　自治体においては、特定施設の指定を受けていない有料老人ホームやサ高住について、介護保険事業計画策定の過程で、入居定員総数等を総合的に勘案し、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの位置づけを明確にするために、必要に応じて、特定施設への移行について議論を進めるにあたり、厚生労働省と都道府県等が連携して、以下の対応を進めることとする。

・登録制の施行に伴い、管内の住宅型有料老人ホームに係る給付状況、移行による給付への影響などを簡便に把握する方法の整理

・特定施設への移行を進めることによる事業者及び自治体のメリットについて調査・整理のうえ周知を図る

○　介護分野とまちづくりの分野の連携が一層図られる中で、有料老人ホームについても、今般の登録制の導入を契機に、まちづくりと連動した形で健全な発展を図っていくにあたり、以下の対応を進めることとする。

・「コンパクト・プラス・ネットワーク」*の推進に向けて、国土交通省をはじめ関係省庁と連携し取り組む

＊　医療・福祉・商業等の都市機能や居住を集約・誘導するエリアを設定するとともに、これと連携した地域公共交通ネットワークを構築することで持続可能な都市を実現する政策

3 登録制の対象・4 入居者紹介事業に係る優良事業者認定制度

登録制の対象

○　中重度の要介護者を入居対象とするホームに加え、登録制の対象となるホームの要件については以下のとおりとする。

・　要介護者であって、認知症の日常生活自立度がⅢ以上である者を入居対象とするホーム

・　要介護者であって、一定の医療ニーズを有する者＊を入居対象とするホーム

＊　実態等を踏まえ、保護の必要性が高い入居者の範囲について解釈通知等により具体的に規定することとする

有料老人ホームの定義について（食事の提供）

○　自立の入居者が各個室のキッチンで自ら食事を作り、また、必要に応じて自らの意思で選択して併設の食堂を利用している等の場合には、老人福祉法第29条の「食事の提供」を行っているとは判断されないこととする。

入居者紹介事業に係る優良事業者認定制度

○　優良事業者認定制度の具体的な制度設計については、現行の紹介事業者届出公表制度を前提に、紹介手数料の設定等について、透明性が高い中立・公正な仕組みとするために、有料老人ホーム事業者、入居者紹介事業者、有識者等公益代表による三者協議の場において検討を進め、来年度より運用を開始する。

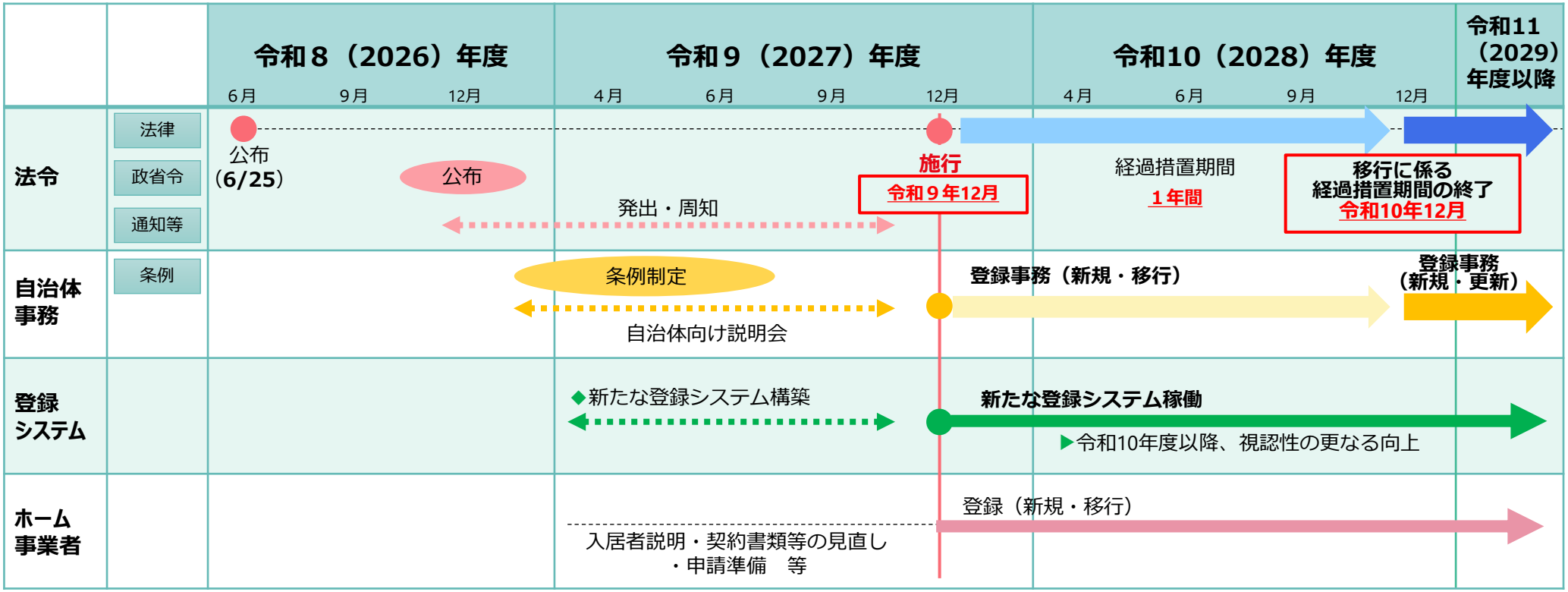
※今後の検討等により政省令等における具体的な規定ぶりについては変更となる可能性がある。

新たな登録制度等の施行について

有料老人ホームにおける
望ましいサービス提供のあり方
に関する検討会（第10回）
2026年10月９日
資料１

○　新たな登録制度に係る「社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行日・経過措置期間については、事業者・自治体の準備期間や事務負担、システム整備に係る期間を考慮し、以下のとおりとする予定。

・登録制の施行　：令和９年12月
・既存の有料老人ホームの移行に係る経過措置期間　：１年間
　→移行に係る経過措置期間の終了　：令和10年12月



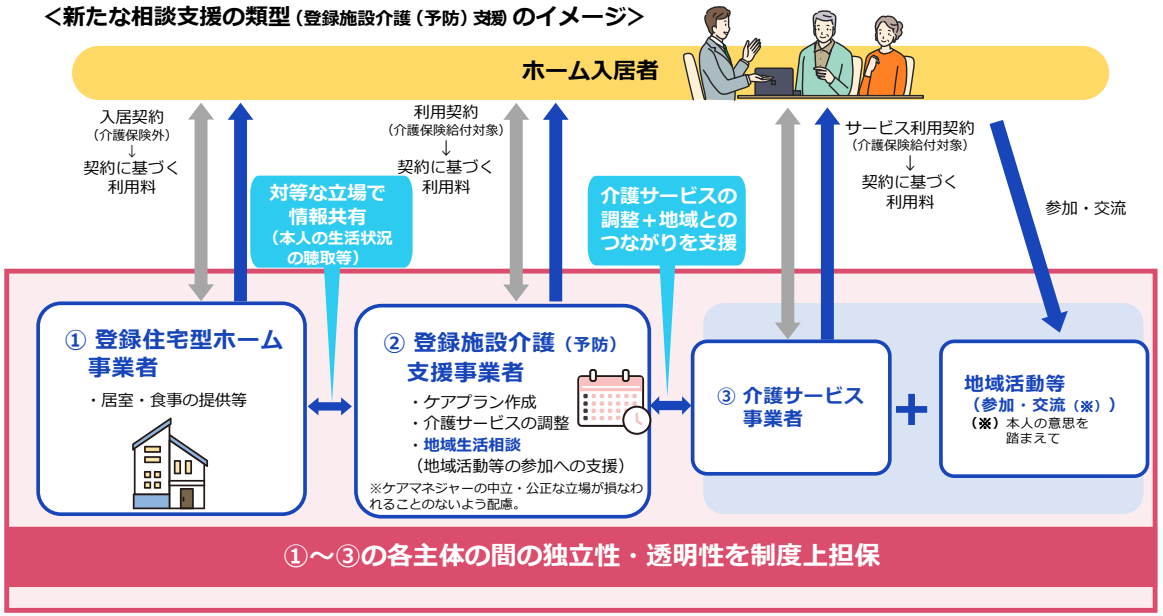
（※）紹介事業者認定制度については、今年度に研究事業を行い、来年度に紹介事業者認定制度を開始予定
（参考）登録施設介護（予防）支援の創設に係る施行日は、公布後3年以内に政令で定める日

登録施設介護支援の施行について

1.（5） 有料老人ホーム制度の見直し(新たな相談支援の仕組み)

有料老人ホームの見直しにあわせて、入居者に対するケアマネジメントの独立性を担保し、入居者のケアプラン作成と地域とのつながりへの支援を一体的に行う新たな相談支援の仕組みを創設します。

<新たな相談支援の類型（登録施設介護（予防）支援）のイメージ>



※　特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）では、①～③を一体的に提供（外部型の場合は、①・②を提供するほか、③を委託により提供）

○　中重度等の要介護者を入居対象とする有料老人ホームに係る登録制の導入について、その施行日・経過措置期間は、登録制の施行が令和９年12月１日、既存の有料老人ホームの移行に係る経過措置期間を１年間として、移行に係る経過措置期間の終了が令和10年11月30日を予定。

○　登録有料老人ホームに係る新たな相談支援類型である登録施設介護（予防）支援の創設に係る施行時期について、公布後３年以内に政令で定める日とされているところ、既存の有料老人ホームの移行に係る経過措置期間が終了する令和10年12月１日とする。

（注）「社会福祉法等の一部を改正する法律」は令和８年６月25日公布